

## ◎過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

(令和三年三月三十一日法律第一九号)(衆)

### 一、提案理由(令和三年三月一二日・衆議院本会議)

○石田祝稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、本案の提案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和四十五年以來、四次にわたる過疎対策法がそれぞれ超党派の議員立法として制定されてきたところでありましたが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、この三月末日をもって失効しようとしております。

このため、新たな過疎対策の在り方について、各党間で協議が進められた結果、過疎地域に対して、必要な特別措置を講じることにより、過疎地域の持続的発展を支援するため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、前文を設け、過疎地域における持続可能な地域社会の形成の実現など、過疎地域の目指すべき姿を明らかにしております。

第二に、過疎地域の要件について、人口要件に係る基準年の見直しを行った上で、人口要件と財政力要件に該当する市町村の区域を過疎地域としております。

また、令和二年及び令和七年の国勢調査の結果に応じ、過疎地域を追加することとしております。

第三に、平成の合併による合併市町村に係る一部過疎の要件を設けることとしております。

第四に、引き続き、国庫補助負担率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行等の特別措置を講じるほか、配慮措置を充実することとしております。

第五に、この法律は、令和三年四月一日から施行し、令和十三年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行法に基づく過疎地域のうち、本法では対象とならない市町村の区域に対する経過措置について、従前よりも期間を延長するとともに、措置の内容を拡充することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る九日、総務委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、委員会におきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### ○決議(令和三年三月九日)

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の

諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
  - 二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
  - 三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
  - 四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
  - 五 過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
  - 六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。
- 右決議する。

## 二、参議院総務委員長報告（令和三年三月二六日）

○浜田昌良君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域が果たす役割と新過疎法の基本的な考え方、過疎地域の人口要件見直しによる影

響と対策、卒業団体への配慮とソフト事業への支援策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年三月二六日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。